

No.	区分	質問	回答
1	対象者	高崎市民ではないですが、補助対象になりますか。	高崎市外にお住まいであっても、高崎市内の介護保険サービス事業所に勤務されている方については対象になります。
2	対象者	勤務先の介護保険サービス事業所の所在地が市外にありますが、補助対象になりますか。	対象にはなりません。勤務先の介護保険サービス事業所の所在地が市内であることを要件としています。なお、運営法人の所在地は問いません。
3	対象者	非常勤で勤務していますが、補助対象になりますか。	対象になります。
4	対象者	派遣職員として勤務していますが、補助対象になりますか。	対象にはなりません。市内介護保険サービス事業所に直接雇用されている必要があります。
5	対象者	外国籍の介護職員の場合は、補助対象になりますか。	対象になります。
6	対象者	勤務先が住宅型有料老人ホームです。補助対象になりますか。	介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定を受けた事業所に勤務している方が対象です。（ただし、居宅療養管理指導事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所を除きます。）
7	対象経費	今年度に補助金交付を受けた者が、次年度、別の資格や研修等で申請することは可能ですか。	可能です。
8	対象経費	過去に受験した試験や受講した研修については補助対象となりますか。また、申請期間はありますか。	令和6年4月1日以降の合格日や修了日となっている試験や研修が対象です。合格日・修了日の翌日から起算して1年以内に申請してください。 なお、年間3回の申請期間を設けておりますので、申請期間内での手続きをお願いします。
9	対象経費	試験に不合格だった場合、受験手数料は補助対象になりますか。	対象にはなりません。
10	対象経費	年間に複数の研修を受講した場合、複数回の申請は可能ですか。	可能です。ただし職員1名あたりの補助金額は年間5万円が上限となります。
11	対象経費	現在勤務している介護保険サービス事業所が、資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合は、補助対象経費をどのように考えればよいですか。	補助対象となる経費は、申請者本人が支払った金額となります。勤務先の介護保険サービス事業所等から補助を受け、又は受ける予定である場合には、補助対象経費の合計から当該補助等に係る額を控除した後の経費を補助の対象とします。 （例：初任者研修受講費用5万円に対して事業所から3万円の補助を受けた場合は、2万円が市の補助対象経費となります。）
12	対象経費	対象外の資格や研修はありますか。	認知症介護基礎研修、喀痰吸引等研修は対象にはなりません。その他、ホームページや案内チラシに記載されていない資格や研修等については事前にご相談ください。
13	対象経費	研修を受講するためのテキスト代は補助対象になりますか。	受験手数料と受講料に該当する費用を補助対象経費とします。
14	対象経費	受験対策講座の受講費用や、自主的に購入した学習用の教材費は補助対象になりますか。	対象にはなりません。
15	対象経費	研修が、勤務先の法人主催の場合であっても、申請は可能ですか。	補助金交付の対象となる研修であり、受講者が受講料を支払って受講したものについては、申請が可能です。

16	対象経費	高崎市や群馬県、他の団体等の補助制度などを利用して、初任者研修の資格取得費用の一部について補助を受けました。残りの金額について、補助対象になりますか。	対象になりません。高崎市や群馬県、他の団体等の同種の補助制度（教育訓練給付金や自立支援教育訓練給付金を含む。）により既に補助を受けている場合には、この補助制度の対象外となります。補助金交付後に他の補助を受けていることが判明した場合は、補助金の交付を取り消し、交付した補助金を返還していただく場合があります。
17	申請方法	申請書の提出は、個人・法人のどちらが提出すればよいですか。	どちらでも構いません。ただし、受験手数料や受講料を法人が全額負担した場合に限り、法人からの申請が可能です。また、個人と法人では申請書の様式が異なりますので、お間違えのないようにご注意ください。
18	申請方法	年間5万円が上限とあるが、年間の考え方はどのようなものですか。	4月1日から翌年3月31日までを1年間とします。
19	申請方法	年間5万円が上限とあるが、法人と個人でそれぞれ申請した場合はどうなりますか。	法人と個人の申請を合わせて、職員1名あたり年間5万円が上限です。
20	申請方法	研修費用を、口座振込や払込取扱票を用いて支払いました。	金融機関等から利用明細又は払込受領証が発行されますので、それを領収書に代わる書類として申請することができます。ただし、それだけでは、対象経費を確認できませんので、対象講座、対象経費が確認できるものも合わせて提出してください。
21	申請方法	研修費用をクレジットカード支払いにしたため、領収書がありません。	対象費用であることや、支払日、支払い者氏名など、必要事項が確認できるものであれば領収書に代わる書類として代替可能です。
22	申請方法	書類の提出は、各支所でも受付していますか。	受付していません。長寿社会課へ直接持参又は郵送で提出してください。 〈提出先〉 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市役所 長寿社会課（2階22番窓口）
23	その他	申請から補助金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	交付申請をしていただいたからおおむね1～2か月程度です。
24	その他	初任者研修等を資格取得するための養成研修事業者を市で紹介してもらえますか。	紹介していません。